

平成26年5月30日

## 主文

本件再審査請求を棄却する。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金の支給を求めるとのことである。

### 第2 事案の概要

本件は、両糖尿病網膜症、両血管新生緑内障及び右角膜炎(以下、併せて「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとし、平成〇年〇月〇日(受付)、いわゆる事後重症による請求として、国年法による障害基礎年金(以下、単に「障害基礎年金」という。)の裁定を請求した請求人に対し、厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で、「障害の原因となった傷病の初診日が不確定のため。」という理由により、障害基礎年金の請求を却下する処分(以下「原処分」という。)をしたところ、請求人が原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求した事案である。

### 第3 当審査会の判断

1 障害基礎年金の支給を受けるためには、① 対象となる障害の原因となった傷病(その障害の直接の原因となった傷病が他の傷病に起因する場合は当該他の傷病。以下同じ。)に係る初診日において、20歳未満であるか、国民年金の被保険者であるか、あるいは同被保険者であった60歳以上65歳未満の日本国内に住所を有する者であること(以下「資格要件」という。)、② 保険料納付等に係る所定の要件(以下「保険料納付要件」という。)を満たしていること(初診日が20歳未満の場合は保険料納付要件は問われない。)、及び③ 当該障害の状態が、基準となる時

点(本件の場合は裁定請求日)において、障害等級2級以上に該当していることが必要とされる。

2 本件の場合、前記第2記載の理由によってなされた原処分に対して、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、第1に、当該傷病に係る初診日がいつかであり、当該初診日において、請求人が上記1の資格要件を満たしているかであり、第2に、保険料納付要件を満たしているかであり、以上が満たされたとき初めて、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)が、国年法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める程度(障害等級1級及び2級)に該当すると認められるかどうかの問題となる。

### 第4 当審査会の判断

#### 1 初診日について判断する。

当該傷病又は当該傷病の前にある当該傷病と相当因果関係のある傷病(当該傷病の前駆症状と認められるものを含む。)の初診日(以下「本件初診日」という。)がいつと認められるかについて検討する。

初診日に関する証明資料は、初診日を障害基礎年金の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨からいって、直接その診療に関与した医師又は医療機関が作成したもの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料(以下、これらの諸要件を満たすと認められる資料を、便宜上、「初診日認定適格資料」という。)でなければならないと解するのが相当である。

そして、国年法の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁から発出され、同庁の廃止後は厚生労働省から発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされ、当審査会も障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、これに依拠するのが相当であると考えている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)の「第1 一般的事項」

には、「初診日とは、障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の診療を受けた日をいう。」とされ、具体的には、① 初めて診療を受けた日（治療行為又は療養に関する指示があった日）、② 同一傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日、③ 健康診断により異常が発見され、療養に関する指示を受けた場合は、健康診断日、④ 障害の原因となった傷病の前に、相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が、それぞれ初診日となると解され、「相当因果関係がある」とはある行為（事象）からそのような結果が生じるのが経験上通常である場合に、ある行為（事象）とその結果には因果関係がありとするのが相当因果関係という考え方であり、このような関係のもとで、前の疾病又は負傷がなかったならば後の疾病（通常、負傷は含まれない。）がおこらなかったであろうと認められる場合は、相当因果関係があるとみて前後の傷病は同一傷病として取り扱われると解されている。

このような観点から本件をみるに、本件において初診日認定適格資料として取り上げられるべきものは、① a病院b科・A医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同月〇日付診断書、② c病院・B医師（以下「B医師」という。）作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書、③ 当審査会委員長からの照会に対するB医師の回答書（平成〇年〇月〇日付）があり、これら各資料（以下「資料①」などという。）をみると、次のとおりである。

すなわち、資料①は、傷病名には当該傷病を掲げた上で、傷病の発生年月日及び初めて医師の診療を受けた日は、ともに「不詳（診療録で確認）」、傷病の原因又は誘因は、「糖尿病」、既存障害及び既往症欄には斜線が引かれ、傷病が治ったかどうかについては「傷病が治っていない場合」として、症状の良くなる見込は

「無」、診断書作成医療機関における初診時所見（初診年月日：平成〇年〇月〇日）として、「S〇年より糖尿病を指摘され、眼底精査目的で内科より紹介受診。単純型糖尿病網膜症にて、眼底に点状出血を認め、1ヶ月后再診とするも来院せず。」と記載されている。資料②は、当時の診療録より記載したものとした上で、傷病名は、「糖尿病」、発病年月日は「昭和〇年頃」、傷病の原因又は誘因は「糖尿病素因」、発病から初診までの経過は、「平成〇年本院受診、I型糖尿病と指摘されているが特に自覚症状はなく、食事療法を続けていた。血液検査で糖尿病コントロール不良状態を認め、厳格な食事療法の指導を行う。」、初診年月日は「平成〇年〇月〇日」、終診年月日は「平成〇年〇月〇日」、終診時の転帰については記載が無く、初診より終診までの治療内容及び経過の概要は、「〇年〇月〇日受診時の検査で、血糖値260mg/dl。HbA1c11.0%とコントロール状態は極めて不良。下肢にも糖尿病性神経障害の合併を認める。血糖降下剤の投与を開始もコントロール状態は不良で推移した。現在は、病院でインスリン療法によるコントロールを受けている。」とされている。資料③は、平成〇年当時の資料（診療録）（写し）について、「提出できません。」、その理由として、「5年以上経過し、保存期限が終了したため廃棄処分」と回答し、「平成〇年は初回初診、平成〇年は再来初診」として、請求人に係る平成〇年〇月〇日以後の検査結果、並びに平成〇年〇月〇日付及び同年〇月〇日付のa病院d科・C医師からの診察結果・診療情報提供書を添付している。

以上の各資料からは、初診日は昭和〇年とする請求人の主張を裏付けるものではなく、資料②によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日に当該傷病と相当因果関係があると考えられる糖尿病と診断され、同日付の検査結果もHbA1cが11.0%と、それを裏付けていることから、本件初診日は、平成〇年〇月〇日

と認めるのが相当である。請求人は、平成〇年にc病院を受診したことがあると主張しているが、風邪などで通院していたとも述べており、当該傷病あるいは糖尿病による受診であったことを裏付ける資料がないことから、その主張を認めることはできない。

- 2 本件初診日において、請求人は国民年金の被保険者であり、保険料納付要件を満たしているか否かについて検討するに、現在提出されている資料からは、請求人が本件初診日の前日において、所定の保険料納付要件を満たしているとは認められない。

なお、審理期日において、保険者代理人は、請求人に係る平成〇年〇月〇日現症の障害の程度は、障害等級2級には至らない旨陳述したが、1記載の資料①によれば、左眼の矯正視力は0.4とされており、両眼の視野が5度以内に制限されているとも認められないことから、相当なものと考えられる。

- 3 したがって、請求人の本件裁定請求を却下した原処分は結論において相当というべきであり、本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。